

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

勸告書

あなたが所有（管理）する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」といいます。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当するため、必要な対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

次のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定に基づき勸告します。

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者（管理者）の住所及び氏名
- 2 勸告に係る措置の内容
- 3 勸告に至った事由
- 4 勸告の責任者
- 5 措置の期限

備考 措置の期限までに、勸告に係る措置の内容を実施した場合は、遅滞なく市にご連絡ください。

措置の期限までに、正当な理由がなく勸告に係る措置の内容をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

対象となる特定空家等に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勸告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。